別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　財務報告書

【提出先】　国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年 月 日　至　年 月 日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１【法人の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

２【沿革】

３【事業の内容】⑵

４【関係会社の状況】

５【従業者の状況】⑶

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】

３【事業等のリスク】

４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】⑷

５【経営上の重要な契約等】

６【研究開発活動】

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】⑸

２【主要な設備の状況】⑹

３【設備の新設、除却等の計画】⑺

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

⑴【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）

計	

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計			―	―

⑵【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【ライツプランの内容】

③【その他の新株予約権等の状況】

⑶【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第４四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	―	
当該期間の末日における当該行使	―	

価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額		

⑷【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）	資本準備金増減額（円）	資本準備金残高（円）

⑸【所有者別状況】　　年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									―
所有株式数（単元）									
所有株式数の割合（%）								100	―

⑹【大株主の状況】　　年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
計	―		

⑺【議決権の状況】

①【発行済株式】　　年 月 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		―	
議決権制限株式（自己株式等）		―	

議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		―	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		―	
発行済株式総数		―	―
総株主の議決権	―		―

②【自己株式等】　　年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
計	―				

⑻【役員・従業者株式所有制度の内容】

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

⑴【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（　年 月 日）での決議状況 （取得期間　年 月 日～　年 月 日）		
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（%）		

⑵【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（　年 月 日）での決議状況 （取得期間　年 月 日～　年 月 日）		
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）		

当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（%）		

⑶【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

⑷【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他（　　）				
保有自己株式数		―		―

3【配当政策】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

⑴【コーポレート・ガバナンスの概要】⑻

⑵【役員の状況】

男性　　名 女性　　名 （役員のうち女性の比率 %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
				計	

⑶【監査の状況】⑼

⑷【役員の報酬等】

⑸【株式の保有状況】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

⑴【連結財務諸表】⑽

①【連結貸借対照表】

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

③【連結株主資本等変動計算書】
④【連結キャッシュ・フロー計算書】
⑤【連結附属明細表】
⑵【その他】
２【個別財務諸表等】
⑴【個別財務諸表】⑾
①【貸借対照表】
②【損益計算書】
③【株主資本等変動計算書】
④【キャッシュ・フロー計算書】
⑤【附属明細表】
⑵【主な資産及び負債の内容】
⑶【その他】

（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第３号様式に準じて記載すること。この場合において、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の４の７第１項に規定する上場会社等をいう。）とみなす。
ｂ　この様式（記載上の注意を含む。以下同じ。）は、提出会社が認定設置運営事業者（株式会社に限る。）である場合について示したものであり、認定設置運営事業者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第１項に規定する持分会社をいう。）に限る。）の場合及び認定施設供用事業者の場合については、これに準じて記載すること。
⑵　事業の内容
当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。⑶及び⑺において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。
なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

⑶　従業者の状況

ａ　当連結会計年度末現在の連結会社における従業者（役員を除く。以下同じ。）数を業務区分に関連付けて記載すること。

また、提出会社の当事業年度末現在の従業者について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業者数を業務区分に関連付けて記載すること。

ｂ　連結会社又は提出会社において、臨時従業者が相当数以上ある場合には、当連結会計年度末までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業者の総数が従業者数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

ｃ　当連結会計年度末までの１年間において、連結会社又は提出会社の従業者の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

⑷　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。⑺において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑷において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要にはａ及びｂに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｃに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。⑸及び⑹において同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

ｂ　経営成績等の状況の概要の記載に当たっては、認定区域整備計画及び事業計画に関連付けて、有害な影響の排除のための措置の実施状況等を記載すること。

ｃ　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、財務報告書に記載した他の項目の内容並びに認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。

⑸　設備投資等の概要

当連結会計年度における設備投資の目的、内容及び投資金額を業務区分に関連付けて概括的に説明すること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を業務区分に関連付けて記載すること。

⑹　主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、業務区分に関連付けて記載すること。

⑺　設備の新設、除却等の計画

当連結会計年度末現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、業務区分に関連付けて記載すること。

⑻　コーポレート・ガバナンスの概要

a　提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ａにおいて同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。

また、設置運営事業等に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該業務の適正を確保するための体制の整備の内容及びその運用状況として、内部統制システムの整備及び運用状況、リスク管理体制の整備及び運用状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況その他の提出会社の企業統治に関する事項について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b　提出会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

また、提出会社がその親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下ｂにおいて同じ。）との取引（当該提出会社と第三者との間の取引で当該提出会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次の(a)から(c)までに掲げる事項を記載すること。

⑷　当該取引をするに当たり提出会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

⑸　当該取引が提出会社の利益を害さないかどうかについての提出会社の取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会。⑹において同じ。）の判断及びその理由

⑹　社外取締役を置く提出会社において、⑸の取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

⑼　監査の状況

a　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。

⑷　監査人監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査人が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑸　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、具体的な検討内容及び個々の監査人の出席状況等）を記載すること。

b　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

⑷　内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑸　内部監査、監査人監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑹　内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会及び監査人に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑽　連結財務諸表

別記第16号様式から別記第21号様式までにより連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を、別記第８号様式、別記第９号様式及び別記第11号様式により連結附属明細表を作成すること。

⑾　個別財務諸表

別記第１号様式から別記第12号様式まで及び別記第14号様式により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表を作成すること。